

議案第14号

鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

## 鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市手数料条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表46の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表47の項第1号イ（ア）中「、第2号イ及び第3号イ並びに51の項第1号イ、第2号イ及び第3号イ」を「及び第2号イ」に改め、同表51の項第1号イ（ア）中「床面積」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）」を加え、同表51の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表47の項及び51の項の改正規定は、公布の日から施行する。